

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成25年9月10日

つくば市長 市原 健一

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年7月5日

つくば市長 市 原 健 一

平成25年度つくば市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度つくば市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,655,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年7月5日

つくば市長 市原 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		432,956	88,955	521,911
	1. 基金繰入金	432,953	88,955	521,908
歳 入 合 計		65,566,961	88,955	65,655,916

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,783,008	88,955	6,871,963
	2. 徴税費	946,663	88,955	1,035,618
歳 出 合 計		65,566,961	88,955	65,655,916